



# 令和6年度石川県委託訓練 制度改正概要

※R5.12.13時点で把握している情報に基づき作成しております。  
今後、国の予算の事情等により、内容変更の可能性があります。

## ※ デジタル分野の訓練に対する経費の支給について

### ● 令和5年度

#### デジタル訓練促進費

#### IT関係の資格

- ・ ITスキル標準レベル1以上の資格
- ・ 資格取得率35%以上かつ就職率70%以上

#### WEBデザイン関係の資格

- ・ WEBクリエイター能力認定試験（エキスパート）など、国で定めた資格
- ・ 資格取得率50%以上かつ就職率70%以上

単価：10,000円（外税）

◎ 複数資格の取得を目指すコースも設定可

◎ 上記の併願設定も可能だが、

算定はいずれか1つの基準で行う

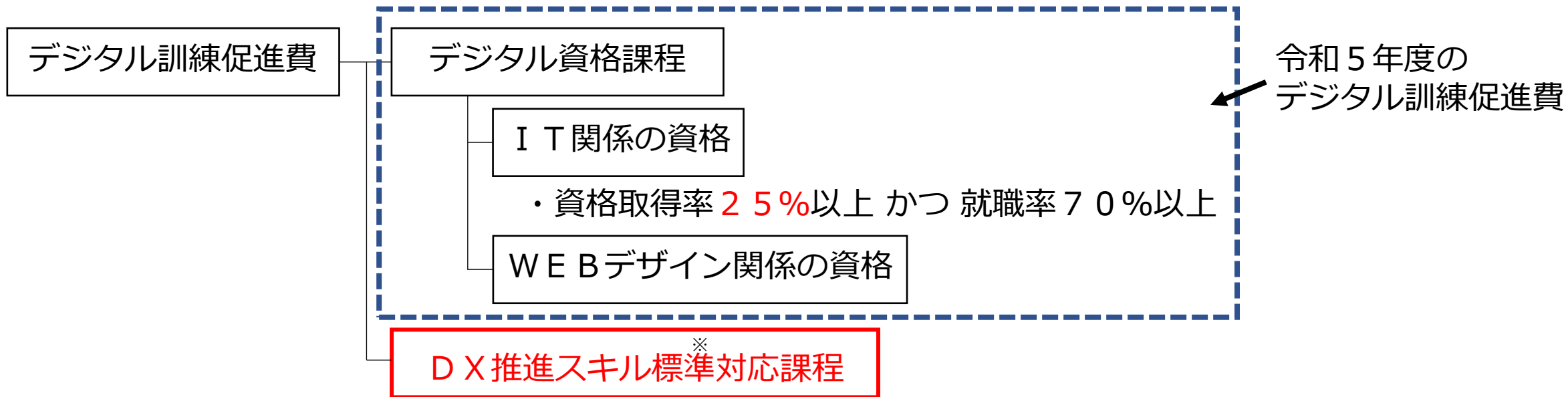


※ 「デジタル分野」の訓練とは

- ①ソフトウェア開発、②WEBプログラミング、③ネットワーク構築
- ④システム運用管理、⑤ネットワークセキュリティ対策
- ⑥WEBデザイン 等

に係る技能等を付与し、『DX推進スキル標準』で示されている人材類型・ロール（役割）に必要とされるスキルを身に付けるための訓練

●令和6年度 ※令和5年度からの変更のみ記載



- ・「DX推進スキル標準」で定められたカテゴリーから、複数カテゴリーの学習項目が盛り込まれたカリキュラムとなるコースが対象

単価：デジタル資格コース 10,000円（外税）

DX推進スキル標準対応コース 5,000円（外税）

◎申請に際し、2コースの併用設定も可能

ただし、支払はいずれかのコースの算定による

（算定の際の判定は、デジタル⇒DXの順で行う）



※「DX推進スキル標準」とは

「DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する人材の役割や習得すべきスキルの標準」

「企業がDXを推進する専門性を持った人材を育成・採用するための指針」

として、経済産業省及び独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が策定したもの

参照：経済産業省ホームページ

[https://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/jinzai/skill\\_standard/main.html](https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/jinzai/skill_standard/main.html)

## 「IT3」の新設について

デジタル分野の訓練コース設定を促進するため、「IT3」を新設

### 【概要】

- ・ 訓練期間：3か月
- ・ デジタル訓練促進費対象

★デジタル分野に該当し、IT関係・WEBデザイン関係の資格が取得可能なレベルのカリキュラムを設定したコースについて申請可

### 【例】

- ① デジタル訓練促進費のうち、デジタル資格課程の対象となる資格の取得を目指すもの
- ② デジタル訓練促進費のうち、DX推進スキル標準対応課程の対象となる学習項目の知識・技能の取得を目指すもの
- ③ ①の対象外であるが、デジタル分野に該当する資格の取得を目指すもの

★受講対象者：IT中級者以上

※IT6より短期間でデジタル分野の資格取得、知識・技能習得を目指す趣旨から、IT初級者は受講対象外とする

## 「IT3」「IT6」コース設定の考え方イメージ図

### パソコンスキル

Word、Excel操作に係る資格など

### デジタル分野

デジタル訓練促進費  
デジタル資格課程

デジタル訓練促進費  
DX推進スキル標準対応課程

デジタル訓練促進費の対象ではないが、デジタル分野に該当する資格

IT6はこれより  
内側の範囲で設定

IT3はこれより  
内側の範囲で設定

## 就職支援経費

### ① 就職支援経費の支払額における対象月数の上限

**3月 → 6月** に変更

### ② 就職状況が追跡困難となっている訓練修了者の就職状況の確認

現状

就職状況が追跡困難または未回答となっている訓練修了者については、実際には就職している場合でも「就職者」として含めることが困難

R6  
以降

委託事業者の依頼により、ハローワークの業務データから対象の訓練修了者について

- ・ 1週間の所定労働時間が20時間以上 かつ
- ・ 「雇用期間の定め無し」または「4箇月以上」の雇用期間により雇い入れられた就職に該当するかを確認。回答を受けた委託事業者は報告書の内容に反映が可能（再報告）

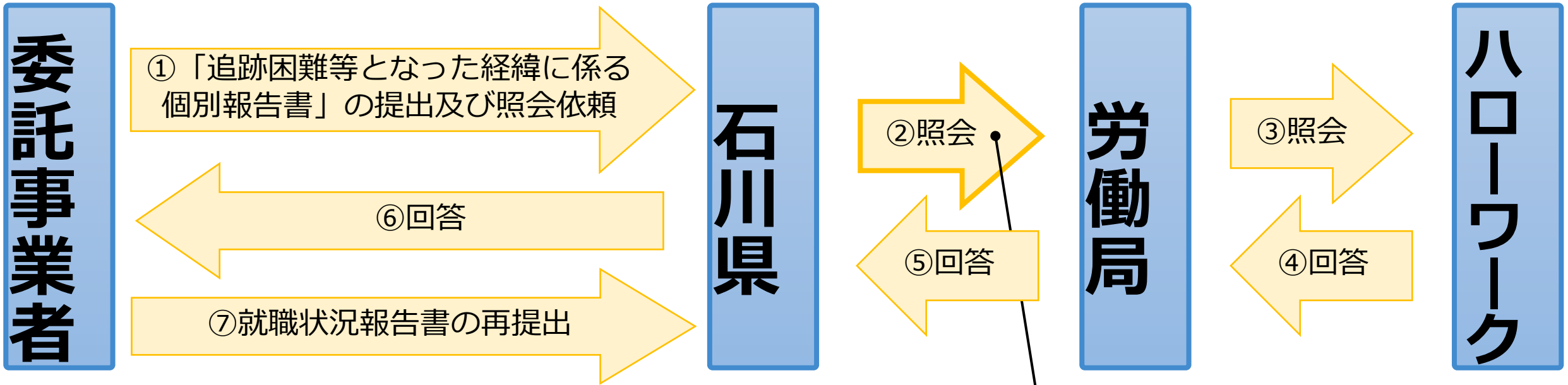
※上記依頼は就職状況報告書の回収率が80%を超える場合に限り可能

## ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングが可能な者 (就職支援責任者として望ましい者)

- 1 キャリアコンサルタント
- 2 キャリアコンサルティング技能士（1級又は2級）
- 3 能開法第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者

~~ジョブ・カード作成アドバイザー~~ ←令和6年度申請より削除

就職状況が追跡困難となっている訓練修了者の就職状況の確認 フローイメージ図



！ 留意事項

【①の照会依頼を行う要件】

- ・ 就職状況報告書の回収率が80%を超えていること

【照会内容】

- 照会対象者が就職支援経費の対象となる、
  - ◎ 1週間の所定労働時間が20時間以上
  - ◎ 「雇用期間の定め無し」又は「4か月以上」の雇用期間により雇い入れられた就職に該当するか

12/13時点で把握している情報で作成  
制度の詳細設計は国で検討中のため、今後変更の可能性があります

## 基礎的なデジタルリテラシーの要素を含むカリキュラムの設定について

**全ての分野**の訓練コースにおいて、訓練分野の特性に応じた、基礎的なデジタルリテラシーの要素を含むカリキュラムとすることが必須となる。

<国通知より抜粋>

年代・職種を問わず、様々な人材が基礎的なITスキルを身につけることは重要であることから、デジタル分野以外の訓練コースにおいても、訓練分野の特性に応じ、基礎的なデジタルリテラシーの要素を含むカリキュラムを訓練設定時間の中で設定すること

**!** 石川県においては、**令和7年度当初申請分**（もしくは**令和6年度追加申請分**）より適用予定

詳細については、後日改めて県ホームページ等で提示